

個人情報取扱特記事項

「大阪狭山市における空家等対策に関する協定書」(以下「協定書」という。)第10条第2項に規定する「個人情報取扱特記事項」について次のように定める。

(条例の遵守)

- 第1条 大阪狭山市(以下、「甲」という。)と公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部(以下、「乙」という。)は、協定書に定める業務の履行に際して、大阪狭山市個人情報保護条例(平成10年3月31日大阪狭山市条例第2号)(以下「条例」という。)の趣旨を踏まえ、条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- 2 乙は、大阪狭山市空家バンク制度実施要領(以下、「実施要領」という。)第2条第5号に定める連携団体及び協定書第4条第2号に定める協力事業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じるとともに、本特記事項に定める各条項の規定を遵守させなければならない。

(個人情報の漏えい等の防止)

第2条 乙は、協定書に定める業務を履行するにあたり、知り得た個人情報(以下「保有個人情報」という。)を漏えい、滅失、き損及び改ざん等をしてはならない。

(収集の制限)

第3条 乙は、協定書に定める業務を履行するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第4条 乙は、保有個人情報を協定書に定める業務の履行の目的以外に利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第5条 乙は、保有個人情報を第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 乙は、協定事項の一部の実施を委託し、若しくは請け負わせるために連携・協力する連携団体に対して保有個人情報を提供する場合及び相談業務を履行するために選定した協力事業者に対して保有個人情報を提供する場合を除き、保有個人情報を複写及び複製してはならない。

(報告義務)

第7条 乙は、保有個人情報(協力事業者に提供したものも含む。)の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき又は発生する恐れのあるときは、その事故の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(個人情報等の保護状況に関する検査の実施)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙の保有個人情報の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 乙は、甲の立入検査の実施に協力しなければならない。

(個人情報の消去又は廃棄)

第9条 乙は、甲から保有個人情報の消去又は廃棄を求められたとき、協定書の解除がなされたときその他保有個人情報を保持し続ける正当な事由が消滅したときは、保有個人情報を直ちに消去及び廃棄しなければならない。

2 乙は、前項に該当する場合、連携団体及び協力事業者に対して保有個人情報を消去及び廃棄させなければならない。